

取引の公正確保に係る法令及び参考事項集

(証券取引法、証券取引法施行令、証券会社の行為規制等に関する府令等より抜粋)

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
証券会社及びその役職員が遵守すべき具体的な法令	(1)証券会社の業務に関する法規制の概要	<p>1．取引所有価証券市場外での取引の禁止（証券取引法第37条）</p> <p>証券会社は、顧客から証券取引所に上場されている株券、転換社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。）の売買に関する注文を受けたときは、当該顧客の指示が取引所有価証券市場外で取引を行う旨の指示であることが明らかである場合を除き、取引所有価証券市場外で売買を成立させてはならない。</p> <p>その他有価証券で内閣府令で定めるもの（証券会社に関する内閣府令第27条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の指示がある場合は、該当しない。
		<p>2．取引態様の事前明示義務（証券取引法第38条）</p> <p>証券会社は、顧客から有価証券の売買又は有価証券店頭デリバティブ取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、その者に対し自己がその相手方となつて当該売買若しくは取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該売買若しくは取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 明示方法は、書面でも口頭でも差し支えない。
		<p>3．向い呑みの禁止（証券取引法第39条）</p> <p>証券会社は、有価証券に関する同一の売買又は同一の有価証券店頭デリバティブ取引について、その本人となると同時に、その相手方の取次ぎをする者又は代理人となることができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取次等を受託した場合、自らがその委託取引の相手方となって仕切売買をすることを禁止している。
		<p>4．取引の概要等を記載した書面の交付（証券取引法第40条）</p> <p>証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の内閣府令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。</p> <p>一．有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 二．外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 三．有価証券店頭デリバティブ取引 四．その他内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> 少額な証拠金で大きな取引が可能であるが、反面、リスクの大きな取引であることから、これら取引に係る契約を締結する場合には、事前に顧客に対して、これら取引の概要等を記載した書面を交付することを義務付けている。

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>証券会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該証券会社は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>その他内閣府令で定める者（証券会社に関する内閣府令第28条） その他内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引（証券会社に関する内閣府令第29条）</p>	
		<p>5．取引報告書の交付（証券取引法第41条） 証券会社は、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引が成立したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、取引報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その取引に係る契約の内容その他の事情を勘案し、取引報告書を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものは、この限りでない。</p> <p>前条第2項の規定は、前項の規定による取引報告書の交付について準用する。</p> <p>取引報告書を顧客に交付しないことが認められる内閣府令で定めるもの（証券会社に関する内閣府令第30条第2項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引内容について顧客が遅滞なく確認できる方途を提供し、投資者保護を目的とするものであり、真正な内容の報告書の交付を義務付けている。 ・虚偽の記載をした取引報告書を交付することも禁止されている（証券取引法第205条の2第4号）。
		<p>6．禁止行為（証券取引法第42条） 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。</p> <p>(1) 断定的判断を提供して勧誘する行為（第1号～第4号） 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引に関連し、有価証券の価格又はオプションの対価の額が騰貴し、又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為 有価証券指数等先物取引に関連し、約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考判例（昭和59年11月29日大阪地裁） 顧客の売却意向に対し、営業員が株価は絶対騰貴する旨を繰り返し延べて売却を断念させた場合は該当する。

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>有価証券店頭指数等先渡取引に関連し、店頭約定指数若しくは店頭現実指数又は店頭約定数値若しくは店頭現実数値が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為</p> <p>有価証券店頭指数等スワップ取引に関連し、有価証券店頭指数の数値、有価証券の価格、金利又は通貨の価格が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為</p> <p>(2) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為（第5号～第6号）</p> <p>有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項。次号において同じ。）銘柄、数又は価格（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、価格に相当するものとして内閣府令で定める事項。次号において同じ。）について定めることができることを内容とする契約を締結する行為</p> <p>有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引につき、信託契約に基づいて信託をする者の計算においてこれらの取引を行う信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下この号、次条第一項第一号及び第四十七条第三項において「信託会社等」という。）を顧客とする場合で、かつ、当該信託契約により当該信託会社等がこれらの取引に関する注文を当該信託をする者の指図に従つてすることとされている場合において、当該信託をする者との間で、売買の別、銘柄、数又は価格について当該信託をする者の個別の取引ごとの指示を受けないで、当該信託をする者を代理して当該信託会社等に対し指図をすることができることを内容とする契約を締結する行為</p> <p>(3) 過度の大量推奨販売等（第7号）</p> <p>特定かつ少数の銘柄の有価証券について、不特定かつ多数の顧客に対し、買付け若しくは売付け又はその委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格形成を損なうおそれがあるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買の別、銘柄、数又は価格の4要素の一つでも一任する契約を締結する行為は該当する。 ・ 契約の締結は、書面によるものか口頭によるものかは問わない。 ・ 適用除外行為が証券会社の行為規制等に関する府令第1条第1項第1号～第5号に規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ このような行為は過度の勧誘により注文の集中を作出し急激な価格変動を図ることとなり、公正な価格形成を損なうものである。

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>(4) フロントランニング(第8号) 顧客から有価証券の買付け又は売付けの委託等を受け、当該委託等に係る売買を成立させる前に自己の計算において当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買を成立させることを目的として、当該顧客の有価証券の売買の委託等に係る価格と同一又はそれよりも有利な価格(買付けについては当該価格より低い価格を、売付けについては当該価格より高い価格をいう。)で有価証券の買付け又は売付けをする行為</p> <p>(5) その他府令で定める行為(第9号) 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等(有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。)、有価証券オプション取引等(有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。)若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等に関する行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為</p> <p>前項第一号、第二号及び第六号の規定は外国市場証券先物取引に係る証券会社又はその役員若しくは使用人が行う行為について、同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等(外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。)に係るこれらの者が行う行為について準用する。</p> <p>有価証券の売買に関し虚偽又は誤解を生ずる表示をする行為 (行為規制府令第4条第1号)</p> <p>特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 (行為規制府令第4条第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客から委託注文を受けた場合に、顧客の注文に先回りしてその注文より先に自己の注文を成立させることを禁止している。 ・ 外国市場証券先物取引等について準用する。 ・ 表示方法には、特に限定はなく、文書、図画、放送、映画等のほか電子的手段及び口頭により行うことも含まれる。 ・ 積極的に誤解を生ぜしめるような表現のほか、必要な事項に触れないような不作為の表示も含まれる。 ・ 「特別の利益」とは、証券業における公正な競争として許容される範囲を超えた利益を言う。 ・ 「特別の利益」は、財産上の利益に限定されない。

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為 (行為規制府令第4条第3号)</p> <p>信用取引における自己向いの行為 (行為規制府令第4条第4号)</p> <p>役職員による職務上知り得た特別情報等の利用又は投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 (行為規制府令第4条第5号)</p> <p>安定操作期間中の買付け等の制限 (行為規制府令第4条第6号・第7号)</p> <p>インサイダー取引の受託、法人関係情報の利用等 (行為規制府令第4条第8号～第10号)</p> <p>自己保有有価証券等の大量推奨販売 (行為規制府令第4条第11号～第14号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他人の売買取引を誘引する目的は要件ではない。 ・ 人為的・意図的に相場を形成するための売買注文であることを知りながら、反復・継続的に受託する行為を禁止している。 ・ 顧客と利益相反となること及びブローカーとしての忠実義務から禁止している。 ・ 顧客との信頼関係の悪用であり、証券業の信用を失墜させる行為である。 ・ 名義借りも併せ検討する。 ・ 投機的利益の追求は信用取引に限定されるものではない。 ・ 安定操作期間中における引受証券会社の安定操作の対象となる上場株券等の自己計算による買付け等を原則禁止している。 ・ 顧客がインサイダー取引規制に反すること又はそのおそれがあることを知りながら、その売買を受託することを禁止している。 ・ 法人関係情報を提供して勧誘する行為を禁止している。 ・ 法人関係情報に基づいて自己の計算による売買を禁止している。 ・ 大量推奨販売は公正な価格形成を損なうものである。

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>7. 損失補てん等の禁止（証券取引法第42条の2） 証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一. 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）につき、当該有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条及び第六十五条の二第六項において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込みませ、若しくは約束させる行為</p> <p>二. 有価証券の売買その他の取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込みませ、若しくは約束させる行為</p> <p>三. 有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる行為</p> <p>証券会社の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一. 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為（当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）</p> <p>二. 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為（当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証券会社が第三者に負担させる行為も本条に該当する。 ・第1項第1号は、事前の申込み及び約束行為を禁止している。 ・第1項第2号は、事後の申込み及び約束行為を禁止している。 ・第1項第3号は、損失補てんの実行行為を禁止している。 ・「損失」には、有価証券の売買取引等によって生じた実現損のみならず、評価損も含まれる。 ・条文に「補てんし、又は補足するため」と規定されているとおり、補てん等の目的のためという主観的要素が要件となっている。 ・「財産上の利益」は、現金や物品の贈与に限られるものではなく、債権の贈与、債務の免除、信用の供与等も含まれる。 <p>・第2項の各号は、顧客が第1項の各号に定める行為を要求する行為（第三者を通じて行う場合を含む）を禁止している。</p>

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>三．有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者をして当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合及び当該財産上の利益の提供が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）</p> <p>第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（証券会社又はその役員若しくは使用人の違法又は不当な行為であつて当該証券会社とその顧客との間において争いの原因となるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第五十一条第二項において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該証券会社があらかじめ内閣総理大臣の確認を受けている場合その他内閣府令で定める場合に限る。</p> <p>第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。</p> <p>第三項ただし書の確認を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として内閣府令で定めるものを添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>事故確認の手續等（行為規制府令第5条～第9条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3項は、第1項の禁止の例外として詳細は府令で定める「事故」という概念を規定し、現実に生じた(事後の)損失に対する補てんの申込み及び約束並びに補てんの実行ができるのは、「事故」であることについて、金融再生委員会の確認がある場合等としている。 ・ 第4項は「事故」による損失に対する補てんの申込み及び約束並びに補てんの実行については、第2項の禁止の例外としている。 ・ 第5項は、第3項に規定する事故確認を受ける際の申請書等の提出義務を規定している。
		<p>8．業務の状況に係る規則（証券取引法第43条）</p> <p>証券会社は、業務の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、業務を営まなければならない。</p> <p>(1) 適合性の原則（第1号）</p> <p>有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本規定は、投資者に対する投資勧誘に際しては、投資者の意向、投資経験及び資力等に最も適合した投資が行われるよう十分配慮した投資者本位の営業姿勢を求めているものである。

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>(2) その他府令で定めるもの(第2号) 前号に掲げるもののほか、業務の状況が公益に反し、又は投資者保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。</p> <p>頻繁な無断売買(行為規制府令第10条第1号)</p> <p>顧客の意志を確認することなく、不特定多数の者から委任を受けている者からの受注(行為規制府令第10条第2号)</p> <p>過大な引受競争(行為規制府令第10条第3号)</p> <p>法人関係情報等の管理または顧客の有価証券の売買等の管理の状況が公正な取引の防止上十分でない状況(行為規制府令第10条第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「頻繁に」の認定は、顧客の取引経緯等に応じて個々に判断されるべきものであり、数的な基準を設けられるものではない。 ・投資一任契約に係る業務の認可を受けていない投資顧問業者等からの注文について顧客意志を確認しないで受託することは、本規定に当たり得る。 ・売出し、私募の場合も含まれる。 ・法人関係情報には、証券会社の自社情報も含まれる。
		<p>9. その他業務に係る禁止行為(証券取引法第44条) 証券会社又はその役員若しくは使用人は、第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務(第四号において「その他業務」という。)を営む場合には、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 投資顧問業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘(第1号) 第三十四条第二項第一号の投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。)に関する情報又は同号の投資一任契約に基づいて顧客のために行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は当該顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為</p>	

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>(2) 証券投資信託委託業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘（第 2 号） 第三十四条第二項第二号の投資信託委託業に基づく投資信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。）の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報又は第三十四条第二項第二号の投資法人資産運用業に基づく投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。）の資産の運用に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為</p> <p>(3) 金銭貸付を条件とした売買の受託（第 3 号） 第百五十六条の三第一項に規定する信用取引以外の方法によつて金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為</p> <p>(4) その他府令で定める行為（第 4 号） 前三号に掲げるもののほか、その他業務に関連して行う第二条第八項各号に掲げる行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為</p> <p>投資顧問業に係る取引に関する情報に基づく顧客の売買等の結了等のための勧誘（行為規制府令第 11 条第 1 号）</p> <p>証券投資信託委託業に係る取引に関する情報に基づく顧客の売買等の結了等のための勧誘（行為規制府令第 11 条第 2 号）</p> <p>その他業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るための売買（行為規制府令第 11 条第 3 号）</p>	
		<p>10. 親法人等又は子法人等との間の禁止行為（証券取引法第 45 条） 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>店舗等の共用制限（行為規制府令第12条第8号）</p> <p>親子銀行等と同一法人であると誤認させる業務運営（行為規制府令第12条第9号）</p> <p>脱法防止措置（行為規制府令第12条第10号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・府令第8号の解釈は事務ガイドラインに一部記載されている。 ・一定の内部管理業務を行う目的で府令第7号、第8号の行為を行うことについて一定の基準を満たし、金融庁長官の承認を受けた場合は適用除外となる。ただし、承認外の事項については法令違反となる。
		<p>11．引受けた有価証券の買主に対する信用供与の制限（証券取引法第46条） 有価証券の引受人となつた証券会社は、当該有価証券を売却する場合において、引受人となつた日から六月を経過する日までは、その買主に対し買入代金につき貸付けその他信用の供与をしてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・売出し、私募の場合も含まれる。 ・代金の立替えは信用供与に該当する。
		<p>12．報告書の徴取及び検査権（証券取引法第59条） 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社、これと取引をする者、当該証券会社がその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有する会社のうち内閣府令で定める会社（以下この項において「子特定会社」という。）若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三項に規定する持株会社をいう。以下この項及び第六十五条の第二十項において同じ。）に対し当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料（当該子特定会社にあつては、当該証券会社の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。）の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社、当該子特定会社若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子特定会社にあつては当該証券会社の財産に関し必要な検査に、当該証券会社を子会社とする持株会社にあつては当該証券会社の営業又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。</p> <p>前項に規定する子会社とは、会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。</p>	

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>内閣総理大臣は、第一項の規定による場合を除き、第三十二条第一項若しくは第二項又は第四十五条の規定の遵守を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社の親銀行等（第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この項において同じ。）若しくは子銀行等（同条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この項において同じ。）に対し当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。</p>	
	(2)有価証券の取引等に関する法規制の概要	<p>1．呑み行為の禁止(証券取引法第 129 条) 取引所有価証券市場における売買の委託を受けた会員等又は会員等に対する売買の委託を媒介し、取次ぎし、若しくは代理することを引き受けた者は、取引所有価証券市場において売付け若しくは買付けをせず、又は会員等に対しその媒介、取次ぎ若しくは代理をしないで、自己がその相手方となつて、売買を成立せしめてはならない。</p> <p>前項の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。この場合において、同項中「売付け若しくは買付けをせず」とあるのは「当該取引を行わず」と、「売買を」とあるのは「当該取引と類似の取引を」と読み替えるものとする。</p> <p>2．不正取引行為の禁止(証券取引法第 157 条) 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一．有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等について、不正の手段、計画又は技巧をすること。</p> <p>二．有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。</p> <p>三．有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等を誘引する目的をもつて、虚偽の相場を利用すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる有価証券及び取引は、上場銘柄に限る。したがって、向い呑み（法第 39 条）とは範囲が異なる。 ・ 自己が相手方となる相対売買である旨の同意を得ている場合は、呑み行為とはならない。 ・ 証券取引所の非会員会社も禁止の対象とされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券の売買その他の取引」には、「有価証券の募集、売出し」及び証券業の対象として掲げる行為（法第 2 条第 8 項各号）が含まれる。 ・ 参考判例（昭和 40 年 5 月 25 日最高裁） 「不正の手段」とは、社会通念上不正と認められる一切の手段を言う。

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>3．風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止(証券取引法第 158 条) 何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。</p> <p>4．仮装売買、相場操縦的行為の禁止(証券取引法第 159 条) 何人も、他人をして証券取引所が上場する有価証券(以下この条において「上場有価証券」という。)有価証券指数又はオプション(以下この条において「上場有価証券等」という。)について、上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券若しくは上場有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指数(以下この条において「上場有価証券店頭指数等」という。)に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると誤解させる等これらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一．権利の移転を目的としない仮装の上場有価証券の売買をすること。 二．金銭の授受を目的としない仮装の有価証券指数等先物取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先物取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引をすること。 三．オプションの付与又は取得を目的としない仮装の有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引をすること。 四．自己のする売付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該有価証券を買い付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。 五．自己のする買付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該有価証券を売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。 六．有価証券指数等先物取引の申込みと同時期に、当該取引の約定 指数又は約定数値と同一の約定指数又は約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。</p>	<p>・ 有価証券の売買その他の取引」には、証券業の対象として掲げる行為(法第 2 条第 8 項各号)が含まれる。</p> <p>・ 参考判例(平成 6 年 7 月 20 日最高裁) 「誘引目的をもって行う相場を変動させるべき一連の有価証券の売買取引等」とは、人為的な操作を加え相場を変動させるにもかかわらず、投資者にその相場が自然の需給関係により形成されるものと誤認させて有価証券市場における有価証券の売買取引に誘い込む目的をもってする、相場を変動させる可能性のある売買取引等を言う。</p>

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>七．上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先渡取引の申込みと同時期に、当該取引の店頭約定指数又は店頭約定数値と同一の店頭約定指数又は店頭約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。</p> <p>八．有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引の申込みと同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。</p> <p>九．上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等スワップ取引の申込みと同時期に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。</p> <p>十．前各号に掲げる行為の委託等又は受託等をする事。</p> <p>何人も、上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「上場有価証券売買等」という。）のうちいずれかの取引を誘引する目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一．上場有価証券売買等が繁盛であると誤解させ、又は取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等又はその委託等若しくは受託等をする事。</p> <p>二．取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場が自己又は他人の操作によつて変動するべき旨を流布すること。</p> <p>三．上場有価証券売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること。</p> <p>何人も、政令で定めるところに違反して、取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもつて、一連の上場有価証券売買等又はその委託等若しくは受託等をしてはならない。</p>	

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>5．自己計算取引・売買一任取引又は過当数量取引の制限(証券取引法第 161 条) 内閣総理大臣は、証券会社若しくは登録金融機関が自己の計算において行う有価証券の売買を制限し、又は証券会社若しくは登録金融機関の行う過当な数量の売買であつて取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める事項を内閣府令で定めることができる。</p> <p>前項の規定は、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び有価証券店頭デリバティブ取引について準用する。</p> <p>(証券取引法第 161 条の規定により過当な数量の売買を制限する内閣府令)</p> <p>(証券取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令)</p> <p>(証券取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の特例に関する内閣府令)</p>	
		<p>6．政令に違反する行為の禁止(証券取引法第 162 条) 何人も、政令で定めるところに違反して、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>空売りの規制(第 1 項第 1 号) 有価証券を有しないで若しくは有価証券を借り入れて(これらに準ずる場合として政令で定める場合を含む。)その売付けをすること又は当該売付けの委託若しくは受託をすること。</p> <p>(空売りの明示及び確認 証券取引法施行令第 26 条の 3)</p> <p>(空売りの価格 証券取引法施行令第 26 条の 4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券を「有している」とは、有価証券について所有権がある場合を言う。 ・ 所有権があっても、消費貸借により所有権を取得したもの(借り入れた場合)や、交通不便な遠隔地に保管している場合等で「遅滞なく提供できることが明らかでない場合」は、規制の対象となる。 ・ 自己の信用売りをを行い、当日中に当該取引を結了するために自己の信用買いを行う行為(いわゆる信用の日計り)は、規制の対象となる。 ・ 空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外は、「有価証券の空売りに関する府令」に規定されている。

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>7. 特定有価証券等の売買に関する報告書の提出(証券取引法第163条)</p> <p>第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券(政令で定めるものを除く。)で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者(以下この条から第百六十六条までにおいて「上場会社等」という。)の役員及び主要株主(自己又は他人(仮設人を含む。))の名義をもつて発行済株式の総数の百分の十以上の株式(株式の所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)を有している株主をいう。以下この条から第百六十六条までにおいて同じ。)は、自己の計算において当該上場会社等の同項第四号、第五号の二若しくは第六号に掲げる有価証券(政令で定めるものを除く。)その他の政令で定める有価証券(以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券」という。)又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(以下この項において「関連有価証券」という。)に係る買付け等(特定有価証券又は関連有価証券(以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券等」という。))の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。)又は売付け等(特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第百六十五条までにおいて同じ。)をした場合(当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)においては、内閣府令で定めるところにより、その売買その他の取引(以下この項及び次条において「売買等」という。)に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合については、この限りでない。</p> <p>前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を証券会社又は登録金融機関に委託等をして行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該証券会社又は登録金融機関を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が証券会社又は登録金融機関であるときも、同様とする。</p> <p>(上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告義務は、上場会社等の役員及び主要株主が、自己の計算において、その上場会社等の特定有価証券等の買付け等又は売付け等をした場合であり、「自己の計算において」とは、当該買付け等又は売付け等による損益が自己に帰属することである。 ・ 上場会社等の役員又は主要株主が、委託者又は受託者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて、当該上場会社等の役員又は主要株主が受益者である運用方法が特定された信託について、当該上場会社等の役員又は主要株主の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売り付等をする場合も報告義務がある。

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>8．インサイダー取引の禁止(証券取引法第 166 条)</p> <p>次の各号に掲げる者(以下この条において「会社関係者」という。)であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実(当該上場会社等の子会社に係る会社関係者(当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。))については、当該子会社の業務等に関する重要事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。)を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「売買等」という。)をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。</p> <p>一．当該上場会社等(当該上場会社等の親会社及び子会社を含む。以下この項において同じ。)の役員、代理人、使用人その他の従業者(以下この条及び次条において「役員等」という。)その者の職務に関し知つたとき。</p> <p>二．当該上場会社等の商法第二百九十三条ノ六第一項に定める権利を有する株主若しくは優先出資法に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして内閣府令で定める者、商法第二百九十三条ノ八第一項に定める権利を有する株主又は有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十四条ノ三に定める権利を有する社員(これらの株主、普通出資者又は社員が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。)であるときはその役員等を、これらの株主、普通出資者又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)当該権利の行使に関し知つたとき。</p> <p>三．当該上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者当該権限の行使に関し知つたとき。</p> <p>四．当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者(その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)であつて、当該上場会社等の役員等以外のもの 当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき。</p> <p>五．第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等(その者が役員等である当該法人の他の役員等がそれぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。)その者の職務に関し知つたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本規定は、「何人も」対象になり得る。 ・ 内部情報(重要事実)を知つた場合に当該有価証券の売買等を禁止しているものであり、その売買等の目的は問わない。 ・ 参考判例(平成 4 年 9 月 25 日東京地裁判例) その事実の重要性においても、投資者の判断に及ぼす影響の著しさにおいても、証券取引法第 190 条の 2(現在の法第 166 条)第 2 項第 1 号ないし第 3 号に劣らない事実と認められるものは同条第 2 項第 4 号に該当するものと解するのが相当である。

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一．当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。</p> <p>イ．株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。二において同じ。）転換社債及び新株引受権付社債の発行</p> <p>ロ．資本の減少</p> <p>ハ．商法第二百十条ノ二、第二百十二条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。）による自己の株式の取得</p> <p>ニ．株式の分割</p> <p>ホ．利益若しくは剰余金の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配（その一株若しくは一口当たりの額又は方法が直近の利益若しくは剰余金の配当又は金銭の分配と異なるものに限る。）</p> <p>ヘ．株式交換</p> <p>ト．株式移転</p> <p>チ．合併</p> <p>リ．会社の分割</p> <p>ヌ．営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p> <p>ル．解散（合併による解散を除く。）</p> <p>ヲ．新製品又は新技術の企業化</p> <p>ワ．業務上の提携その他のイからラまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項</p> <p>（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実 証券取引法施行令第28条）</p> <p>二．当該上場会社等に次に掲げる事実が発生したこと。</p> <p>イ．災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p> <p>ロ．主要株主の異動</p> <p>ハ．特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実</p> <p>ニ．イからハまでに掲げる事実と準ずる事実として政令で定める事実</p>	

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>三．当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益（以下この条において「売上高等」という。）若しくは第一号ホに規定する配当若しくは分配又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。</p> <p>四．前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>上場会社等に発生した事実に係る重要事実（証券取引法施行令第 28 条の 2）</p> <p>会社関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該会社関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該業務等に関する重要事実を知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。</p> <p>第一項、第二項第一号、第三号、第五号及び第七号並びに前項の公表がされたとは、上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは第二項第一号ホに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等について、当該上場会社等又は当該上場会社等の子会社（子会社については、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該子会社の売上高等に限る。以下この項において同じ。）により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社が提出した第二十五条第一項に規定する書類（同項第七号に掲げる書類を除く。）にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。</p> <p>公表措置（証券取引法施行令第 30 条）</p>	

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書又は第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載されたものをいう。</p> <p>親会社（証券取引法施行令第29条の3）</p> <p>第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一．新株引受権（優先出資法に規定する優先出資引受権を含む。以下この号において同じ。）を有する者が当該新株引受権を行使することにより株券（優先出資証券を含む。）を取得する場合</p> <p>二．転換社債を有する者がその転換の請求により株券を取得する場合</p> <p>二の二．特定有価証券等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより特定有価証券等に係る売買等をする場合</p> <p>二の三．商法第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき株式の譲渡を請求する権利を有する者が当該権利を行使することにより株券の買付けをする場合</p> <p>三．商法第二百四十五条ノ二、第二百四十五条ノ五第三項、第三百四十九条第一項、第三百五十五条第一項（同法第三百七十一条第三項において準用する場合を含む。）、第三百五十八条第五項、第三百七十四条ノ三第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第五項において準用する場合を含む。）、第三百七十四条ノ二十三第五項、第四百八条ノ三第一項若しくは第四百十三条ノ三第五項若しくは有限会社法第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合</p> <p>四．当該上場会社等の株券等（第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。）に係る同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として政令で定めるものに対抗するため当該上場会社等の取締役会が決定した要請に基づいて、当該上場会社等の特定有価証券等又は特定有価証券等の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の買付け（オプションにあつては、取得をいう。次号において同じ。）その他の有償の譲受けをする場合</p>	

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>四の二．商法第二百十条ノ二、第二百十二条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得についての当該上場会社等の商法第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十二条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づいて行う決議等（以下この号において「定時総会決議等」という。）について第一項に規定する公表（当該定時総会決議等の内容が当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定と同一の内容であり、かつ、当該定時総会決議等の前に当該決定について同項に規定する公表がされている場合の当該公表を含む。）がされた後、当該定時総会決議等に基づいて当該自己の株式に係る株券若しくは株券に係る権利を表示する第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この号において「株券等」という。）又は株券等の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。以下この号において同じ。）の買付けをする場合（当該自己の株式の取得についての当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定以外の第一項に規定する業務等に関する重要事実について、同項に規定する公表がされていない場合（当該自己の株式の取得以外の商法第二百十条ノ二、第二百十二条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得について、この号の規定に基づいて当該自己の株式に係る株券等又は株券等の売買に係るオプションの買付けをする場合を除く。）を除く。）</p> <p>五．第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定めるところにより売買等をする場合</p> <p>六．第二条第一項第四号に掲げる社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）その他の政令で定める有価証券に係る売買等をする場合（内閣府令で定める場合を除く。）</p> <p>七．第一項又は第三項の規定に該当する者の間において、売買等を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る特定有価証券等について、更に第一項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知っている場合を除く。）</p>	

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>八．上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）</p>	
		<p>9．類似市場の開設等の禁止(証券取引法第 167 条の 2) 何人も、第八十条の規定に違反して開設される有価証券市場により次に掲げる取引をしてはならない。 一．有価証券の売買 二．有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引</p>	
		<p>10．虚偽の文書の作成・頒布の禁止(証券取引法第 168 条) 何人も、有価証券等の相場を偽つて公示し、又は公示し若しくは頒布する目的をもつて有価証券等の相場を偽つて記載した文書を作成し、若しくは頒布してはならない。 何人も、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関の請託を受けて、公示し又は頒布する目的をもつてこれらの者の発行、分担又は取扱いに係る有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又は頒布してはならない。 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、前項の請託をしてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公示」とは、一定の事実を公衆が知りえる状態におくことであり、その方法は問わない。 ・ 「頒布」とは、不特定多数の者に交付することであり、その方法は問わない。
		<p>11．対価を受けて行う新聞・雑誌等への意見の表示(証券取引法第 169 条) 何人も、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は第二十七条の三第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者等から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券、発行者又は第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者に関し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をして行う旨の表示を併せてしなければならない。ただし、広告料を受け、又は受けるべき約束をしている者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合については、この限りでない。</p>	

項 目	法令等の項目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>12．有利買付け等の表示の禁止(証券取引法第 170 条)</p> <p>何人も、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘又は既に発行された有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘のうち、不特定かつ多数の者に対するもの（次条において「有価証券の不特定多数者向け勧誘等」という。）を行うに際し、不特定かつ多数の者に対して、これらの者の取得する当該有価証券を、自己又は他人が、あらかじめ特定した価格（あらかじめ特定した額につき一定の基準により算出される価格を含む。以下この条において同じ。）若しくはこれを超える価格により買い付ける旨又はあらかじめ特定した価格若しくはこれを超える価格により売り付けることをあつせんする旨の表示をし、又はこれらの表示と誤認されるおそれがある表示をしてはならない。ただし、当該有価証券が、第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券その他内閣府令で定める有価証券である場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券の募集又は売出しに際し、投資の回収が困難な場合があるにもかかわらず、これを保証するような表示を行えば多数の投資家に損害を被らせる可能性があり、そのような不当な宣伝行為を禁止している。